

柏たなか駅前公園内集会施設利用規則

平成30年7月24日

(目的)

第1条 この規則は、柏北部地域(柏市第四次総合計画の北部ゾーン)において、都市と農業の共存を目指す「農あるまちづくり」を推進する活動拠点として設置した「柏たなか駅前公園内集会施設」(以下「施設」という)の利用に関し、柏北部東地区農あるまちづくり実行委員会(以下「実行委員会」という)が必要な事項を定めるものである。

2 施設の運用は非営利事業であり、利用については次のいずれかの目的に合致していることとする。

- 一 柏たなか駅周辺地域のまちづくり及び市街化促進に関連した会議、講座、社会実験(実証実験)、イベント、その他の広報活動等。
- 二 柏たなか駅周辺地域の農業振興に関する会議、講座、社会実験(実証実験)、イベント、その他の広報活動等。
- 三 柏たなか駅周辺地域の農業生産物の流通促進に関する会議、講座、社会実験(実証実験)、イベント、その他の広報活動等。

(利用の範囲)

第2条 施設において、利用時間中に使用できる範囲は次の各号に掲げるものとする。

- 一 スタジオ棟：スタジオ、キッチン及びその付帯設備
- 二 事務棟：打合せ・資料コーナー、トイレ、屋外水場

(休館日及び開館時間)

第3条 休館日は次のとおりとする。ただし、実行委員会事務局が必要と認めるときは、これらを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- 一 毎週火曜日、水曜日
- 二 1月1日から同月5日まで
- 三 12月26日から同月31日まで

2 開館時間は午前10時から午後5時までとする。ただし、実行委員会事務局が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(利用者の区分等)

第4条 施設を利用できる団体等は次のとおりとする。

- 一 柏北部東地区まちづくり検討協議会
- 二 実行委員会構成団体：千葉大学、小青田町会、大室町会、船戸町会、柏たなか駅周辺農園主会、柏たなか商店会、市川市農業協同組合、(株)USP都市空間研究所、柏市、柏市まちづくり公社
- 三 柏たなか駅周辺農業体験農園入園者
- 四 登録団体

- 五 一般利用者：別に定められるところにより利用の許可を受けた個人・集会等
- 2 実行委員会構成団体、柏たなか駅周辺農業体験農園入園者及び登録団体は名簿に記載し、事務局が保管する。

(禁止事項)

第5条 施設を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 火気の使用及び喫煙
 - 二 所定の場所以外での飲食
 - 三 許可を得ない物品の販売、又はポスター、チラシその他これらに類するものの掲示し、又は配布
 - 四 ゴミの投棄又は放置
 - 五 法令等及び公序良俗に反した行為
 - 六 施設を破損する恐れのある行為
 - 七 騒音、悪臭などにより近隣の迷惑になる行為
 - 八 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物の類の携行
 - 九 政治又は宗教活動
 - 十 実行委員会及びその構成団体等、又は第三者を貶める行為
- 2 実行委員会事務局は、当該規則を遵守しない者、又は当該規則に反する行為をしようとする者、その他管理上必要があると認められる者に対して、施設からの退去を求めることができる。

(原状回復の義務)

第6条 施設及び付帯設備等を利用する者は、故意又は過失により施設及び備品等を汚損、破損し、又は滅失したときは、原状回復し又はその損害を賠償しなければならない。

(事故の責任)

第7条 実行委員会は、施設において起きた事故について、施設の管理上の瑕疵による場合のほかは、一切の責任を負わない。

(団体登録申請)

第8条 施設利用の登録団体の認可を受けようとする団体等は、実行委員会事務局に登録認可の申請をしなければならない。

(登録団体認可)

- 第9条 実行委員会事務局は、団体登録申請書の提出があった場合は1ヶ月以内にその可否を決定し、その旨申請者に通知しなければならない。
- 2 登録団体の認可を受けた団体等は、登録の時期にかかわらず施設利用負担金年額5,000円を速やかに支払わなければならない。なお、負担金は原則として返却しない。

(登録団体認可の取り消し)

第10条 次のいずれかに該当するときは、登録団体の許可を取り消すことができる。

- 一 登録団体が偽りその他の不正の手段により認可を受けたとき。
- 二 登録団体が施設利用の目的又は条件に違反して利用したとき。
- 三 登録団体がこの規約に違反して施設利用したとき。
- 四 登録団体が解散若しくは登録認可を取り下げたとき。
- 五 その他、事務局が特に必要があると認めるとき。

(利用許可申請)

第11条 利用許可を受けようとする利用者は、利用希望日の1ヶ月前から2週間前までに、実行委員会事務局に利用許可の申請をしなければならない。なお、申請期間の初日が休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の開館日を申請期間の初日とする。

(利用許可)

第12条 実行委員会事務局は、利用許可申請書の提出があった場合は、1週間以内にその可否を決定し、その旨申請者に通知するものとする。

- 一 利用の許可は、申請の順序による。
 - 二 特に必要と認めるときは、第11条及び前項の規定によらないで利用の許可をすることができる。
- 2 あらかじめ実行委員会事務局の許可を受けた利用者は、物品を販売し、又はポスター等を掲示し、若しくは配布することができる。ただし、施設の管理運営上必要があると認めるときは、許可に条件を付すことができる。
- 3 利用者は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを利用しようとするときは、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 一 特別の設備等の利用承認を受けようとする利用者は、利用許可申請書にその旨を記載しなければならない。ただし、事務局が必要と認めるときはこの限りではない。
- 4 施設の管理運営上支障があると認めるときは、許可をしないことができる。
- 一 利用目的が施設の設置趣旨又は利用目的に沿わないと認めるとき。
 - 二 営利を目的として利用すると認めるとき。
 - 三 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - 四 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - 五 この規約に違反するおそれがあると認められるとき。

(許可事項の変更)

第13条 利用者は、許可を受けた事項の変更をしようとするときは、利用日の前日までに実行委員会事務局に通知しなければならない。

(利用許可の取り消し)

第14条 次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用の停止を命じることができる。この場合には、その旨及びその理由を利用者に通知するものとする。

- 一 利用者が偽りその他の不正の手段により許可を受けたとき。
- 二 利用者が利用の目的又は条件に違反して利用したとき。
- 三 利用者がこの規約に違反して利用したとき。
- 四 災害その他の事故により利用者が施設等を利用することができなくなったとき。
- 五 その他、事務局が特に必要があると認めるとき。

(利用時間及び利用料)

第15条 施設等の利用は、1コマ2時間とし、午前10時から12時、午後1時から3時、午後3時から5時を基本とする。ただし、1コマ以上を連続して利用することは可能とする。

2 利用料は無料とする。

(施設の利用)

第16条 利用の許可を受けた利用者は、施設等の利用に際し係員の確認を受けなければならない。

- 2 事務局は、施設の管理上必要と認めるときは、指定する係員に利用中の施設に立ち入らせることができる。
- 3 利用者は、施設等の利用を終了したときは、直ちに利用した施設等を原状に回復しなければならない。利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命じられたときも同様とする。
- 4 利用者は、施設の利用後の原状回復を含めて、利用時間内に利用を終了しなければならない。
- 5 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(規則の変更)

第17条 実行委員会は、施設の利用状況を踏まえ、本規則を変更することができる。

2 実行委員会が本規則を変更したときは、施設内に掲示すること等により周知する。

(雑則)

第18条 本規則に定めるもののほか、施設の利用について必要な事項は、実行委員会が定めるところによる。

(附則)

この規則は、平成30年7月24日から施行する。